

青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会バレーボール（身）競技会場整備業務
委託契約書（案）

発注者 青森県青森市長島一丁目1番1号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

受注者

上記当事者間において、青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会バレーボール（身）競技会場整備業務の委託のため、次のとおり（ただし、第5条（ ）及び第18条（ ）を除く。）契約を締結した。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

- (1) 委託業務名 青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会バレーボール（身）
競技会場整備業務
- (2) 委託業務内容 別紙仕様書のとおり

（履行期間）

第2条 履行期間は、契約を締結した日から令和8年7月3日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（委託料内訳書）

第4条 発注者が必要があると認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。

- 2 委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。
- 3 委託料内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約保証金）

第5条（A） 契約保証金は、金 円とする。
2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第5条（B） 契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受注者が負うものとする。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認められる場合は、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容を全部若しくは一部変更し、又は委託業務の内容の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定める。

（調査等）

第9条 発注者は、必要に応じ、委託業務の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、前項の調査又は報告の結果、受注者の行った委託業務が業務仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直しを求めることができる。この場合の費用は、受注者の負担とする。

（委託業務実施上の損害賠償）

第10条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(委託業務実施上の損害に係る受注者の免責)

第 11 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、委託業務実施上の損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力による損害
- (2) 発注者の職員の故意又は過失に基づく損害

(秘密の保持)

第 12 条 受注者は、委託業務の遂行上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。また、本契約履行後も同様とする。

- 2 受注者は、委託業務に従事する受注者の従業者についても同様の義務を負い、その責めを免れないものとする。
- 3 前 2 項の規定は、再委託先において準用する。

(成果品の検査)

第 13 条 受注者は、別添仕様書に定める業務を完了したときは、速やかに実施結果報告書を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を書面により受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、第 1 項の検査に合格しないときは、発注者の指定する期日までに成果品を補正した上で、発注者の再検査を受けなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の再検査において準用する。

(権利の帰属等)

第 14 条 委託業務の成果品の著作権及び使用に関する権利は、発注者が所有するものとする。

- 2 成果品の所有権及び前項に掲げる権利は、前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

(委託料の支払)

第 15 条 受注者は、第 13 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第 16 条 受注者は、その責めに帰する理由により契約期間満了日までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料

につき年 2.5 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。

この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約の解除)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により履行期間までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 6 条又は第 7 条の規定に違反したとき、並びに第 9 条の規定により発注者が報告を求めた場合に当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定により発注者が指示した場合に当該指示に従わなかったとき。
- (3) その他この契約に違反したとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 1 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第 18 条 (A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 5 条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第 18 条 (B) 発注者は、前条の規定により契約を解除した場合は、委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 発注者は、第 17 条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(契約不適合責任)

第 20 条 第 13 条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの

(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、発注者は受注者に対して、その契約不適合の補修又は代替物の引渡し(以下「補修等」という。)を請求することができる。ただし、発注者が契約不適合の補修等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから 1 年以内に受注者に対して通知した場合に限る。

2 発注者は、受注者が前項の契約不適合の補修等の請求に応じない場合は、受注者に対し、当該契約不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項に基づく請求は、発注者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(暴力団の排除)

第 22 条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記 2 「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(紛争等の解決)

第 23 条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 24 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 青森県青森市長島一丁目1番1号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 宮下 宗一郎 ⑩

受注者

⑩

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
 - (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。